

## 札差事略と其著者

幸 田 成 友

今を距る十數年前、自分は多少札差について研究を試み、その結果を三田學會雜誌(九の八及び九)に發表した。その節帝國圖書館所藏の業要集により、札差事略と題する大部の編纂物の存在を知り、百方搜索の結果、東京帝國大學法制史研究室について、同書十二から二十三まで十二冊を見せて貰つた。同研究室備付本は全然新寫本で、而も前記の十二冊だけで、その前後を缺き、少からず遺憾を覺えたが、同書が現在東京商科大学圖書館に、一部のみならず二部までも完全に存在するを見ては、何としても一言せざるを得ない。

商科大学本は一つは札差會所備付本、一つは一番組備付本で、前者は二本立惣桐の本箱三箱に收められ、蓋表中央に『札差事略』、左旁に『三箱之一』或は二、三と墨書し、蓋裏に『文化十四年歲次丁丑春二月書成分作三箱、以置淺草御藏中之門外札差會處』とある。それから一番組備付本も右同様惣桐の本箱三箱に收められてあるが、之は一本立で、箱の蓋には單に『舊記壹』或は二、三と記し、箱の右側面に『壹番組三町三箱之内』、背面に『文化十四丁丑年十月』とある。會所本は大正四年六月伊藤賢氏寄附、一番組本は同年同月出口清七氏寄附とある。出口清七氏は舊札差和泉屋清七のこと、又細谷多七氏の本家和泉屋源兵衛が伊藤氏である所から推すと、伊藤賢氏とあるは和泉屋源兵衛の血筋の方と思はれる。

商科大學には右の外青地亥三郎氏寄贈の札差事略の零本(十二より廿三まで)一箱がある。之は會所本と同様の本箱に收められ、蓋の表裏の文字も同筆で、たゞ五番組に置くといふ點だけが違つてゐる。青地氏は屋號伊勢屋、天保十一年仲間を説いて十萬八千兩といふ巨額の西丸再建費を寄附せしめた功により、苗字肩衣を許された名家です。

札差事略が文化十四年に出来上つた書物であることは、會所本と一番組本との箱書に於て一致する所であるが、一方には二月、一方には十月とあつて一致しない。又業要集下を見ると「享保以來の札差仲間諸書物當文化子年春より取調、翌丑正月清書成、號『札差事略』」とあり、又「右文化十四五年八月惣出来ニ付則六組共相渡ス」ともある。月が色々違ふが、結局正月に原稿が出来上り、會所及び六組にそれ／＼一部、合計七部を清書して、その引渡しを了したのが八月と見るのが穩當で、十月といふのは一番組で本箱を作つた月でせう。それから着手は何時かといふと、文化十三年の春であることは、前に引いた業要集の文で明白で、僅か一年間に一部三十八冊の編纂を仕遂げたのである。

この編纂は何を動機として起つたか、業要集の序文に「文化の末に至り、家業の起立以來の書を、公廳に奉る事あり、其文の餘りを綴らんと思ひ立、同志の人々補助し、享保以來文化に至る迄の時宜を探り求めて、終に札差事略成り、會所及組々の備となる」とある。公廳といへば言ふまでもなく町奉行所で、町奉行所の命に應じ、享保起立以來の札差仲間の沿革を上申したのが動機となつたものと解せられる。町奉行所の諮問に答申するまでに、既に相當の材料を集めたであらうが、集めて見た後、或る事件に對し材料の不足を感じて、更に搜索の手を擴げることや、一旦研究を終へた後、新規の材料に接して遺直しを必要とすることなど

は我等の乏しき實驗に徴しても、あり勝の事實であるから、町奉行所の諮問報告を動機として、札差事略の編纂が着手せられたといふのは、如何にも有理な経過と思ふ。

帝國圖書館保管舊幕府引繼本の中に撰要集起立之部と題する二冊物がある。表紙に『三冊之内』といふ朱書があるから、本來は三冊物であつたのが、何時か一冊佚してしまつたのであらう。同書第一冊に『御藏前札差起立書』と題し、九十丁内外の書上がある。享保起立以來文化十年に至るまで札差仲間に関した重大事件を年代的に叙述し、

前書之通、札差共起立井家業躰取斗方共取調申上候。當時仲間九拾六人にて、尤名題之儀は追々相替り候儀に御座候。……右者年久敷儀故、起立書に洩候儀も可レ有御座哉に乍レ恐奉レ存候得共、札差共方成文け取調、此段申上候。以上。

文化十二亥年十一月

淺草福當町 又次郎 ㊦  
肝煎名主

同所茅町壹丁目  
名主初藏後見 彌兵衛 ㊦  
肝煎名主

と結び、添ふるに御藏前札差名前書一篇を以てしてゐる。之が文化の末、公廳に上つたと業要集にある報告書に相違無い。尤も差出人は名主又次郎・同彌兵衛の兩名であるが、之は名義上の差出人で、實際の執筆者ではあるまいと推測するのは、事略御番所の部八九の二冊に互つて、この起立書全部を掲載し、さうしてその目録の終に、「右是迄名主永井又次郎殿濱彌兵衛殿兩印にて、文化十二亥十一月南御番所を被<sub>レ</sub>指出之札差

起立以來之書上也』とあるからである。

然らば起立書の實際の執筆者は何人であるか。自分は左記業要集の序文から推して、起立書・札差事略・業要集皆同一人即ち扇谷定繼の手に成つたと言はうとするものである。

一予野州の山中に生れ、稚ふして此業の家に仕へ、後其持ち休める株に代り、それを勤、是を繼の命を請け、跡を相續し、年を経、文化の末に至り、家業の起立以來の書を

公廳に奉る事あり。其文の餘りを綴らんと思ひ立、同志の人々補助し、享保以來文化に至る迄の時宜を探り求めて、終に札差事略成り、會所及組々の備となる。其要用の本文を抜き書して、その昔より成來成行末を愚考し添へ置けり。併し過ち多からんを恐れ、他見に備ふるをゆるさず。然といへども別には是を乞需めるの同業の人々においては、秘して惜むにあらす。唯々家職を知らしめんがため業要集と號けて三つの小冊として、我が子孫に傳へんと、自序をなす事しかり。

文政戊寅仲夏

扇谷定繼述

この序文により、業要集は事略の要を摘み、之に意見を附して三冊としたもので、著者の扇谷定繼なることは明白である。それから事略の編纂には同志の人々の補助を得たとあるから、一人の編纂では無いが、言ふ迄もなく主任者は一人で、その人は起立書の『文の餘りを綴らんと思ひ立』つて事略を編纂したとあれば起立書の執筆者と同人と認めて可からう。若し執筆者を異にするとせば『其文の餘』といふ自ら卑しうするやうな辭句を用ふる筈は無いと思ふ。こゝは文章の主格が缺けて居るのでやゝ明瞭を缺くが、假に予の一字を入れて見れば、この序文は首尾一貫して、頗る明瞭となる。定繼以外の人を起立書の執筆者又は事略の編

纂主任とすれば、この序文は前段と後段との連絡が全然皆無となり、何の爲に起立書の奉呈や、事略編纂の動機を記すのか、一向意味が通ぜぬこととなる。起立書も、事略も、業要集も、皆同一人即ち扇谷定繼の手に成つたと認めて、始めて本文の意が通ずるのである。

この推定を正確とすれば、次に必然起るべきは、扇谷定繼が如何なる人であるかといふ問題である。定繼は野州の産で、札差某家に奉公し、同家所有の明株を引請け、札差の一人となつたことは業要集の序文で分る。併しながら彼の主家は何屋何兵衛と稱へたか、又彼自身は何屋何右衛門と稱したか。

定繼が札差となつてから『年を經』て起立書提出のことがあつたと序文に見える。起立書提出は文化十二年であるから、定繼が札差になつてから十年十五年の歳月を經過したものと見て大差あるまい。寛政か、享和か、それとも文化の初年か。大體その頃に彼は一人前の札差となつたものと考へられる。然しながら寛政から文化の初年へかけて、札差株の譲渡は二十數回も行はれて居る。もし彼が札差株を譲請けた年月が判然して居れば、株帳の類を調べて、その屋號名前を發見することは難事でないが、年月が判然せぬために、それは不可能であつた。

主家の持株を引請けたとあるは、多年の忠勤により別家させて貰つた意味で、別家であれば主家と屋號が同一であらうといふ假定の下に、前記二十數回の譲請人を見ると、伊勢屋・利倉屋・大口屋・坂倉屋等、札差仲間には有觸れた屋號を名乗る人々が多く、この方面からも定繼を何屋と推測することは不可能であつた。

町人は家號名前を稱へるのが普通で、氏や諱は十中八九まで不明である。然るに我等は元治二年出版の兩面摺(札差仲間組合附及び御藏御場所見廻組合割付)によつて、當時の札差の氏を知ることが得たが、その中

に、扇谷を氏とする者は無い。尤も文化末年から元治まで約五十年もあるからその間何等かの事情によつて扇谷氏は絶えたかも知れぬ。或は扇谷は氏ではなくて俳號のやうなものであるかも知れぬ。それから譯を印文であらはした例も少からずあるので、安永七年・文政四年・文政九年の仲間條目帳の原物を繰返して調べたが、定繼と讀める印影を見出し得なかつた。

それから最後に心附いたは、業要集の中に定繼が子孫を戒めた一條である。同書卷下に、凡そ札差仲間は年中の取扱俵數によつて之を五等に區別し、その等級に従つて仲間費用の負擔率を異にする。之を五段割といひ、三萬俵以上は本割、二萬俵以上は半割、一萬俵以上は三分一割、一萬俵以下は四分一割、無札の分は五分一割であると説明し、どうか自分の子孫は札高一萬俵以上にもならば、決して之を隱匿せず、明らかに申立て、その月より負擔率を改めよと戒めてゐる。然れば定繼は當時年中取扱高一萬俵以内、即ち四分一割の小なさ札差であつたと推定せられる。然し當時の札差九十六人中、四分一割の札差が二十二人もあるので、やはり定繼をその中の誰とよめることは不可能であつた。

かくの如くにして札差事略の編者の屋號名前は遺憾ながらまだ發見せられぬ。三田村鳶魚氏編輯の未刊隨筆百種第七卷に業要集三冊を載せ、その解題に扇谷定繼の屋號通稱知れぬは口惜しとあるが、自分も三田村氏と感と同じうするものである。定繼について既に判明した點を拾上げると、彼は野州の人。多年札差某家に奉公し、功を以て主家所有の明株を讓請け、札差仲間恐らくは一番組に加はり、小體に家業を營んだ。文筆の才に富み、仲間の沿革に通じ、札差事略業要集の著あり、御藏前札差起立書も恐らくは同人の手になつたであらうといふことになる。彼を一番組の札差と推定した事情は後文に讓る。

事略の編者に關する記事は是迄として、以下事略そのものゝ内容に及ぼう。事略は西之内紙澁表紙の大本で目錄四冊本文三十四冊、合計三十八冊ある。一冊毎に帙入となつてゐるが、目錄に限り會所本は四冊を一帙に、また一番組本は二冊を一帙としてゐる。卷數の數へ方も、會所本は目錄四冊を一とし、本文の初卷を二として居るが、一番組本は目錄を一・二・三・四とし、本文の初卷を五としてゐる。従つて一方は三十五卷、一方は三十八卷で終つてゐるが、之は卷の數へ方の相違に過ぎない。五番組本は現在十二冊を存してゐるのみであるが、それは會所本の第二箱の十二冊に該當し、卷數冊數の數へ方、本箱の作り様、蓋裏の文字まで全然同一であるから、闕けて居る部分が若し發見せられたら、矢張會所本と同一であるでせう。

會所本によつて事略の部類別を示し、併せて卷數・冊數・丁數等を示せば左の通です。但し括弧内の卷數は一番組本のそれです。又一番組本では御書替之部が札差株之部の前にあるが、之は順序が前後してゐる。會所本の順序が正しいことは惣首書によつて明白です。

	卷數	冊數	枚數
惣首書之部	(一—一—四)	四	三一四
御番所之部	二—二—一(五—一—四)	一〇	一、二四三
御藏方之部	一—二—一六(二—五—一—九)	五	五一五
御改正之部	一—七—二—一(二—〇—一—二—四)	五	五八八
條目帳之部	二—二—一—二—三(二—五—一—二—六)	二	二二九
運送方之部	二—四—一—二—五(二—七—一—二—八)	二	二二五

札差料之部			
端石米之部	二六	(二九)	一
年賦金之部			一五四
米賣方之部	二七	(三〇)	一
札差株之部	二八—二九	(三二—三三)	二
御書替之部	三〇	(三一)	一
諸附込之部	三一—三二	(三四—三五)	二
附録之部	三三—三五	(三六—三八)	三
	三五	(三八)	三八
			四、三三六

事略は合計七部作り、一部を會所備付本とし、又一番組から六番組まで各組毎に一部を備付けた。謄寫の際文字の大小長短により枚數に異同を生じ、一番組本は總紙數四千三百十一枚、二番組本は四千五百九枚、三番組本は四千四百十枚、四番組本は四千三百六十五枚、五番組本は四千三百七十八枚、六番組本は四千三百三十八枚、會所本と合して物紙數三萬六百七十七枚となつたと業要集にあります。

こゝに不思議なことは、一番組本の札差事略には序文を除くと業要集に特に斷つてある。實物に就いて調べて見ても序文が無い。尤も序文は本書と同じ質の紙に立派に寫されて存しては居るが、本書に繰込んでない。之は何の意味か。自分の推測は編者の扇谷定繼が一番組の札差であつたためであらうといふのに歸着する。序文に署名が無いから斷定は出來ぬが、定繼が本書を編纂し、序文を書いたとして見れば、それが麗★

しく自分の組合の備付本に載つてゐては、鼻が白むといふ遠慮から、之を除いたのであらう。序文を除いた理由を、此の他に求めようとしても、自分には遂に出来なかつた。

事略編集以前札差仲間どんな書類が傳はつてゐたか。事略の序文に安永の記録二卷とあるが、それは何を差すか、一向不明である。併しながら『略して詳ならず』といふからには、大した書物とも思はれぬ。されば事略の編集に際し、編者は先づ力を盡くして材料の蒐集に當り、さうして集め得た材料は私意を以て之を改竄せず、部類を立て、年代順に配列した。序文の一節に、

されば毎々舊例を搜るに及んで、僅に安永の記録二卷あれとも、略して詳ならず。是を古老に問へとも記憶半さたかならざる事のみ候。今度享保燼殘りの日記、安永埋餘りの書もの、其後家々の書留等を偏く搜し求め、聊私の作意を不<sub>レ</sub>交、粗文言の長短を調、文字の蠹蝕候を補ひ、類を分ちて三十五卷となし、名づけて札差事略といふ。

とあるを以て、編者の用意の程を窺ひ得るのである。札差仲間の記録が今日に存するを得たは、全く事略編集の功であるといつても決して溢美の言ではあるまい。

編者は單に史料を擧ぐるのみならず、時としてはその史料に對し、意見を加へて居る。例へば大岡越前守が札差株許可の申渡をした日付を、安永七年の札差株帳の前文によつて享保九年七月十八日とし、その一節一享保九辰年大岡越前守勤役の節、御藏前札差共仲間人數相極候儀願出、吟味の上、同年七月十八日於御内寄合願之通申渡、書付渡遣す。

を引用しながら、之に朱書を以て按文を加へ、かやうに七月十八日と株帳にあるが、それは不穿鑿から起つ

た誤謬で、實は七月廿一日である。當日仲間が連印で『今日被仰付』云々と書いた請書（この請書本文は事略になし）の終に、享保九辰七月廿一日とあり、又即日退席の上惣連印したといふ申合（この申合の本文は事略にあり）にも廿一日とあれば、十八日で無いことは明白である。今度事略編集につき、所々の書物を集め、當時の役人方の書留等を拜見した所、御老中から町奉行勘定奉行へ御下知のあつたのが享保九辰年十九日とあれば、十八日でなくて廿一日に仰付けられに相違ない。然し奉行所に差出した株帳に認めてあること故、そのまゝ引用するといふ類である。

事略の編者は札差仲間に關する莫大の書類を、御番所以下十三項に分類し、その二部門については大體年代順を追つて史料を配列してゐる。即ち分類法と編年法と兩方を併用し、さうして惣首書四冊に於て全部の細目が擧げてある。即ち惣首書一之上には御番所、一中前には御藏方及び御改正、一中後には條目帳、一之下には運送方以下の細目がある。御改正といふのは寛政元年の札差仕法の改正のこと、又最後の諸附込と附録とは、前者は仲間外に對し、後者は仲間内に對する種々の書類の中で、前記御番所以下御書替までの諸部門に入らぬものを採録したやうに見える。

書類は殆どすべてが當代の史料であるコンテムポラリー・ソースと申して宜しいが、中にはさうでないものもある。例へば附録にある札差株讓渡表には、享保より文化末年に至るまでの株の異動が記されて居る。此の如き帳面が別にあつてそれを事略に採録したか、或は特に編纂したか、その段は不明です。

要するに札差事略一部三十八冊は、一年の短日月に、史料の蒐集・その分類・及び目錄の作成を終つたもので、我等は本書に對する毎に、編者の努力を感謝しなければなりません。前にも述べた通り、本書は札差會

所に一部、一番組より六番組まで各番組に一部宛、合計七部あるが、下書を二度作り、下書から七部の清書製本に至るまでの諸入用は、合計百三十三兩二分と銀八匁二分を要し、その内譯はこれ／＼と、業要集下巻にあります。大部の編纂物で、その編纂費用の知れて居るのも稀有の例といふべきです。

右仕立諸入用左＝

一金三拾六兩壹分四分五厘貳百八拾文

本 書 紙 代

一金五拾五兩三分五分九厘四貫參百九文

右書料并筆墨代

一金四兩三分貳匁八分五厘六百五拾壹文

右惣仕立綴代、但寄合所分綴直し共八通、并表紙代共

一金五兩と七匁五分百文

寄合所に置付分箱并帙代共

一銀拾匁と參百八拾八文

御證文箱并帛紗紐代共

但、是は御奉行所より札差最初人數御取極之砌被下置候御書付、名主利左衛門殿へ改預け候に付、新規拵る。

一金拾壹兩と五百八拾貳文

事略下書紙代、并調中雇人え書料手當とも、

一金壹分と壹貫百四拾八文

右下書調之節にらうそく代

一金三兩と七匁五分六百文

福祥院・并同所家來衆三人・中之口出役之者

一金拾五兩貳分と壹匁九百八拾三文

四人・小使之者三人共、事略出來に付心付

一銀拾匁三分九百拾四文

事略調中掛り之面々、度々、寄合、并書方雇人等文

惣ノ金百三拾貳兩拾匁壹分九厘

度代、去子壬八月より當丑八月迄、其外諸雜費共

錢九貫九百七拾壹文

右調中小道具之代

此金壹兩壹分拾參匁壹厘

合金百三拾三兩貳分八匁貳分

但、事略壹組三拾八卷宛、壹番組より六番組迄、并寄合所之備置分共、都合西ノ内紙本書貳百六拾六冊、大美濃紙下書貳通分之諸入用惣高なり。

内

金四拾兩也

仲間弘物積金之内より請取、但去子十二月中

金貳拾六兩貳分五匁六分七厘

右同斷弘金、當文化十四丑八月有金高不殘

金六拾兩壹匁七匁五分

仲間より月々金貳兩つ、是迄積金之分、當文化十四丑年八月之有金不殘

三口ノ金百貳拾六兩三分拾三匁壹分七厘

引殘金六兩貳分拾三匁三厘

此分仲間入用定式五段割にて相集る。

右之通惣組に呼上げて以及相談所、一同承知印形相揃候。但、事略一件者五番組掛り、殊に當丑八月行事に付、前書金子諸拂立合取扱、其趣寄合所帳面え箱本大口屋彌右工門・下野屋半六・十一屋善八三人印形致置事。

事略は此の如くにして出来上つた。併し編者は之を以て満足せず、新規な史料が發見せられたら、必ず書加ふべし、『猶此外にも實録有レ之候は書加置可レ申候』と跋文に斷り、又後人勞を厭はず、續編を編輯せられたし、『たゞ後の人の志を繼で勞を辭せず、重て續篇の催あらん事を希ふのみに候』と序文に希望を述べてる。編者の親切は敬服に値するが、事略の増補や追加は遂に行はれなかつた。文化以後の札差仲間に關して

は我等はたゞ或問題についての史料を有する丈で、それも嘉永以後に至つては極めて乏しい。札差仲間のみならず、他の諸商諸仲間も同様で、幕末から明治初年に亘る大動搖に際し、文献の乏しいのは止むを得ないであらう。

札差事略と同時に、伊藤賢氏から寄贈せられ、現在商科大學で所藏してゐる札差記録二十數點の書名と略解題とを掲げて本篇を結ばう。是等は札差會所の書類で皆屈強な研究材料であることを明言し、事略と共に切に同志の研究を希望するものである。

### 享保之度古條目帳

#### 一冊

條目帳は仲間規約で、最後に仲間一同が之を承知したといふ證據に、銘々の名前の下に印が捺してある。南北兩町奉行所に一部つゞ差出すのが例です。札差仲間の一番古い申合は、享保九年七月二十一日、仲間を百九人に限つた日に申合はせた二十二箇條で、之が本書にのつてゐる。併し本書は決してその當時のものではない。表紙に三町連判帳と題し、右旁に享保九甲辰年七月吉日、左旁に享保十一年正月仕立之、行司とあるが、享保十一年のものでもない。享保十一年に出來た條目帳は、實は同十四年二月の火事で焼失したので、同年八月再製した。それがこの本です。表紙に享保十一年とあつて、中味に享保九年の二十二箇條と同筆で、享保十二年九月の申合十二箇條が記してあつては一寸異様ですが、十四年に書寫した本だと分れば何でも無いことです。

### 寛保之度古條目帳

#### 一冊

寛保三年正月の條目帳で三十八箇條ある。連判人百名。

札差仲間條目帳 安永七年

一冊

安永七年七月の條目帳で、合計六十二箇條、連判人は九十六名、表紙に『安永七年七月十八日牧野大隅守様御番所於ニ御内寄合ニ被ニ仰付ニ候』とあります。これに先ち明和二年四月に改正された條目帳一三十八箇條連判人九十七人―があつて、それが第三回の條目帳ですから、安永の分は第四回に當ります。

札差仲間條目帳 文政四年

一冊

同 文政九年

一冊

札差條目帳 嘉永五年

一冊

文政四年三月、文政九年三月、嘉永五年四月に第五回・第六回及び第七回の條目帳が出来た。安永以前の條目帳は實質に於てはその前回の條目帳の増補であるとはいへ、形式に於ては獨立したものといへるが、文政以後の條目帳は明らかに安永の條目帳の追加と認められる。即ち安永の條目帳の末へ次第に追加の箇條を書加へたものに過ぎない。尤も嘉永五年第七回の條目帳は株再興後に始めて出来たものとして、文政の條目帳を繰返す外に、その前後に、享保以來安永に至るまで及び安永以後に於て、仲間全體に關する重大事項を略記してある。

札差仲間株帳 嘉永五年

一冊

株帳は株式所持人の名前帳で、株式の移動があれば必ず之へ書込む。條目帳の帳末の連判の上にも移動が書込まれてあるが、それは或短い時間の移動で、株帳の方には享保最初からの移動が整然と記入されて居る。安永七年十二月に南町奉行所から株帳前文の草案を示され、仲間一同承知の上銘々捺印して同所へ上つたと

ある。之は南町奉行所だけで北町奉行所へは差出さなかつた。天保改革で株仲間が無くなつた時、株帳や條目帳の印形を消したといふ記事は、つまり帳面を無効にした意味で、安永の株帳はこの時廢棄せられたのであらう。現存してゐるは株再興後の株帳で、その前文は嘉永條目帳の前文と同様ですが、之は條目帳の方で株帳の前文を寫したものでせう。

札差株式讓請合證文帳 安永七年

三冊

三町札差株式請文證文帳 文政九年

一冊

札差が株を讓請けて仲間入をする時は、請合人及び加判人、即ち正副の保證人から惣仲間へあてゝ規約を遵守させますといふ證文を出す。札差が若し出入の札旦那の米金を取逃したならば、殘る惣札差から早速返辨しますと安永七年の條目帳に書加へてあるが、内實は請合人及び加判人から差出すべきものとし、同年閏七月を以て新に請合證文を取立て、之を三冊に綴り、一町に一冊づゝ備置くこととし、古證文を消印にしてしまつた。享保起立以來の札差で請合證文の無い分五十一人、請合證文のある分四十一人であつたが、それが文化の末年になると請合なき分三十六人、請合ある分六十人となつてゐる。請合證文は寛政元年に改正せられたが、改正の分も、改正以前の分も、その雛形が業要集下巻に出てゐます。

御藏之始末 文化十四年

一冊

幕府の米藏は最初方々にあつた。雉子橋御藏・谷御藏・北之丸御藏・代官町御藏・和田倉御藏・矢野御藏・鐵砲津御藏・竹橋御藏等の名が見えるが、是等は結局皆取崩され、淺草・本所二ヶ所の御藏となつた。本所御藏は享保十九年十二月竣成、十二棟八十八戸前の處、追々増築せられて幕末には三十七棟二百十戸前となり、又

淺草御藏は元和六年創建、最初は五十一棟二百五十八戸前、寛政中二百七十戸前となり、弘化年中又増築して三百五十四戸前になつたといふ。繪圖を以て説明を補つてゐる處が、本書の特色です。

榊原主計頭様伺濟追加書改條目控書元本并諸役所向屆書控 文政九年

榊原主計頭は文政二年閏四月から天保七年九月まで、十八年間北町奉行を勤続した人で、文政八年特に藏宿師の取締を嚴にし、札差仲間の苦痛を和げた。藏宿師といふのは札旦那にばかり無理な金談を札差に持掛けたり、今迄取引のある札差を急に他の札差に取換へる周旋をしたりして、分外な手数料を依頼者から貰ふ多くは浪人で、談判が難しくなると素刃拔をする。札差にとつては厄介な人物でした。安永度の條目帳が出来てから、段々追加があり、それを書加へて、文政四年の條目帳が出来た所、今度藏宿師の嚴重な取締があつたから、再びそれを加へて條目帳を新にすることとなつた。その顛末を記したのが本書で、文政四年同九年の條目帳成立の由來記ともいふべきものです。

懲 悉 略 記 二 冊

天保七年五月十九日、猿屋町家持札差松屋佐吉・天王町家持札差伊勢屋加兵衛兩名は、花美奢侈に流れ、身分不相應の至といふ罪狀の下に、札差株取放となり、佐吉の弟傳之助は名前を詐つたといふ廉で、同年七月四日札差株取放となり、又旅籠町二丁目代地家持札差伊勢屋伊兵衛・猿屋町立跡芝御靈屋御掃除屋敷次兵衛店札差伊勢屋忠兵衛兩名は、博奕の廉により、同年十一月廿一日前者は中追放、後者は札差家業取放の上重藏の仕置を受けた。本書はこの事件を委細に記したものです。

御藏役所より被仰渡の書附 天保八年

一 冊

惣仲間并支配人對談人連判帳 天保九年 一冊

手代り廿七人連印帳 天保九年 一冊

天保八年十二月晦日、御藏奉行小野朝右衛門・同竹村九郎右衛門・組頭廣田兵左衛門列席の上、札差仲間一同を戒飭する所があつた。別段新規な簡條は無いが、水野越前守の意を承けて申渡したとあれば、札差仲間に対する天保改革の曙光ともいふべきものである。この申渡に對し、翌年正月札差各店の主人のみならず、支配人・對談人・手代に至るまで、銘々連署して遵守すべきことを誓つた。第一が申渡の本文、第二第三には申渡の本文を掲げた後に、主人以下の連判があります。

天保御主法帳 一冊

天保十四年十二月、幕府は突如として札差仲間が有する新古の貸附金を無利足年賦濟とすべしと命じたので、大恐慌を生じ、札差の半數は戸を閉ぢてしまつた。幕府は狼狽して勘定所並びに町方御用達等に新規札差を命じ、二萬兩の貸下金・一萬兩の仲間助成金・新規札差提出の一萬兩を札差仲間へ貸付けて、業務繼續を奨勵したが、新規札差十五名中十名は間もなく札差業御免願を出し、幕府も之を許可せざるを得なかつた。それらの顛末は本書によつて知られる。

西丸御炎上に付諸家様方御上納金の御用立方始末書 天保九年 一冊

上 金 錄 天保九年 二冊

御救御貸附金上金錄 天保十四年 一冊

天保九年三月十日西丸が炎上した。そこで幕府は御三家始め諸家へ御手傳を命じ、又萬石以下を五百俵以

上以下に區別して、それ／＼上納金を命じた。而して是等上納金を命ぜられた旗本御家人に對し、札差仲間  
は三年賦及び五年賦償却の約束を以て、金二萬百三十五兩と銀拾匁貳分を融通した。その顛末を録したのが  
第一の始末書である。

西丸炎上につき、札差仲間も亦上金を願出でた。その金額は現業者九十一人の内、身代不如意のもの八人  
を除き、殘八十三人で金十萬八千二百兩を上納することとなり、天保十一年正月及び二月の二回を以て皆納  
した。伊勢屋四郎衛門が町方御用達並を命ぜられ、勤中苗字を名乗り、肩衣を許され、又坂倉屋治兵衛・伊  
勢屋四郎兵衛兩名が勤中肩衣を許されたは、是等三人が上納金一件につき世話方として奔走した功による。

この顛末が第二の上金録に見ゆる。

十萬八千二百兩は滯なく上納したが、中には身代手薄にて將來の營業に差支へるものもあらうから、金壹  
萬兩を十ヶ年据置年利一割で貸下げ遣はさうといふ幕府の恩命が、天保十一年二月にあつた。札差仲間は欣  
然として之を受け、翌年五月更に三千兩の増貸付を受けた。この二口に對し彼等は年々千三百兩の利子を上  
納したが、弘化元年以來度々難澁を訴へ、同三年に至り、遂に利息免除、元金二十ヶ年賦返納といふことになつた。第三の上金録はこの顛末を録してゐる。但し年賦納となつた以後の顛末は遺憾ながら不明である。

御本丸炎上に付上納金控 天保十五年

一冊

天保十五年五月十日、本丸が炎上したため、上納金を命ぜられ、札差六十人で一萬二百二十兩を二ヶ年割  
に納めた。その時の記録である。

拾ヶ年賦拜借上納帳 嘉永七年

一冊

拾ヶ年賦拜借上納帳 安政四年

一冊

一拜借金上納元帳 文久三年

一冊

天保十四年御主法替の節、幕府は特に二萬兩を札差仲間へ貸附けた。その條件は利息年五歩元金は六年目返上といふのであつたが、六年目即ち嘉永元年になつて返上が出来ない。そこで元金は更に五ヶ年間据置の特典を得たが、期限に至り矢張返上が出来ない。よつて期限の翌年即ち嘉永七年より十ヶ年賦返納といふことになり、弘化元年に至つて漸くその債務を果すことを得た。この始末が第一の上納帳に見える。

安政二年十月二日の大地震につき、札差仲間は臨時に幕府より三萬兩を拜借した。之は五分の利息を添へ翌春元金と同時に上納する條件であつたが、期限に至り利子と元金の中五千兩とを納め、元金殘高二萬五千兩の上納については、再三歎願の結果、安政四年より十ヶ年賦といふ沙汰を受け、之は慶應二年十一月を以て皆上納となり、それから利子は文久二年迄納めて後は免除となつた。この始末が第二の上金録に見える。

幕府は文久三年正月に至り、札差貸出金の利子引下及び年賦濟を命じ、その代償として仲間へ二萬兩を貸付けた。文久の仕法替については仕法書そのものを見出さぬ故、判然とはいへぬが、大體天保改革に則つたもので、二萬兩の貸付金も矢張前例を追つたものらしい。今回の貸附金は利足年五分、居置期限五ヶ年、六ヶ年目一時上納といふ條件であつた。慶應三年十一月まで利子を納めた記録はあるが、元金上納の約束期限が明治元年に當るので、多分元金はその儘になつてしまつたであらう。第三の上納元帳はこの始末を録してゐる。

御藏前札差家業名題帳 嘉永四年

一冊

嘉永四年間屋組合再興の節、各組合とも現在の人數名前帳を差出すべしとの命があつた。それに應じて差出したのが本書である。

## 札差古文書

## 十九點

以上の諸記録はもとの姿をそのまま存してゐるが、是等と同時に寄贈せられた小冊子及び證書類は、圖書館で整理分類し、小冊子類は合本し、證書類は巻物とし、札差古文書の題號を付けてゐます。その各冊又は各巻の内容を掲げることは非常に紙数を費しますから、不完全とは思ひますが、當時整理の任に當つた人が附けた標題を記して、内容の概要を知る便に供します。

- (一) 札差名前 一冊
- (二) 制度規約 一卷
- (三)(四)(五) 御仕法伺并歎願書 一冊
- (六) 任命相續及び奉公人請狀兵糧米春立書類 一卷
- (七)(八)(九) 御米渡、御買米、御拂米 三卷
- (一〇) 運送提札及び鑑札 一卷
- (一一) 印 鑑 一帙
- (一二)(一三)(一四) 御下ケ金上納金助合金 三卷
- (一五)(一六) 兵 賦 金 二冊
- (一七) 修復及び寄附奉納 一卷

(二八) 借用證書請取書雜之部 一 卷

(二九) 札差業務所關聯之地圖 一 帖

札差業務聯系分擔之圖解 一 帖

札差仲間組合附

御藏場所見廻組合割付

細谷太七著

細谷太七著

兩面摺一枚

元治二乙丑年四月再板

(昭和三年四月)